

震災後の国際企業法務—Force Majeure 規定

西 美 友 加*

I はじめに

今般の震災の影響を受けた企業にとって、法務の迅速な対応の有無が、今後の法的紛争の明暗を分けることになりかねない。企業法務担当者としては、法的紛争に備え、個々の事実関係に基づき、準拠法に従い、管轄裁判所又は紛争解決機関によって、不可効力の抗弁の正否が判断されることを前提に、契約内容及び事実関係を分析・検討し、自社の主張及び証拠を整理し、適宜必要な措置を講じるべきことになろう。特に、国際取引においては、不可抗力 (Force Majeure) の定義、及び不可効力の抗弁を主張するための要件につき、契約上又は準拠法上細かい定めがなされている場合が多いので、震災直後の現時点において、企業法務担当者が行うべき事は何か、以下、検討したい。

II Force Majeure (不可抗力) の抗弁

まずやるべきことは、債務の履行遅滞又は履行不能が問題となっている契約を確認し、当該契約上 Force Majeure (不可抗力) の抗弁を定めた条項があるか、及び当該契約の準拠法は何かを把握することである。

Force Majeure (不可抗力) とは、契約上の債務の履行を不可能にする予測不能且つ回避不能な特定の外的事由が生じた場合に当該債務者を免責する法理といえる。

一般に、契約上、Force Majeure (不可抗力) を、地震、洪水等の自然災害、戦争、政府当局の行為、その他債務者によるコントロール不能

な事由と定義し、当該事由により債務の履行が不可能となった場合には、債務者が速やかに債権者に対し当該事由について通知し、且つ当該事由の影響を減殺する (mitigate) ための手段を尽くすことを条件として、当該事由の存する期間、当該債務の履行を免除する旨規定されていることが多い。

また、仮に、契約上 Force Majeure (不可抗力) に係る規定が存しない場合でも、当該契約が準拠する国や州の成文法及び判例法上、不可効力事由に起因する債務不履行につき免責が認められる可能性があり、準拠法上の不可抗力に関する定めを確認する必要がある。例えば、米国の商品売買に係る統一商事法典 (Uniform Commercial Code) 2-615は、概略、商品の売主の給付義務の履行が、契約締結時に想定しなかった偶発事由が生じたことにより、不可能となった場合、売主が① (当該事由が売主の履行能力にのみに影響している場合は) 公平且つ合

— も く じ —

- I はじめに
- II Force Majeure (不可抗力) の抗弁
- III Force Majeure (不可抗力) の抗弁の要件
- IV どのような事由が Force Majeure (不可抗力) に該当するか—実体要件
- V 相手方への通知義務—手続要件
- VI 立証責任
- VII 不可抗力事由による影響を減殺すべき (損害拡大阻止) 義務
- VIII Force Majeure (不可抗力) に基づく契約の終了
- IX 結語

*にしみゆか、弁護士・ニューヨーク州弁護士 (外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所)

理的方法をもって生産及び給付を顧客間に割当て、②買主に対し当該不履行（及び当該買主への割当分の見積もり）を適時通知するという条件を満たす限りにおいて、当該給付義務の不履行は契約違反とはならない旨定めている。

Ⅲ Force Majeure（不可抗力）の抗弁の要件

次に、Force Majeure（不可抗力）条項がある場合は、その条項の内容に基づき、また、Force Majeure（不可抗力）条項がない場合は、当該契約が準拠する国や州の成文法及び判例法に基づき、Force Majeure（不可抗力）の抗弁を主張するための要件、つまり、Force Majeure（不可抗力）を抗弁として債務不履行責任を免れるために、いかなる要件を満たす必要があるかを確認しなければならない。当該要件としては、①どのような事由が Force Majeure（不可抗力）に該当するかといった実体要件、及び②相手方への通知義務という手続要件が考えられ、各要件の充足を後に主張・立証可能なよう適切な措置を講じる必要がある。

Ⅳ どのような事由が Force Majeure（不可抗力）に該当するか—実体要件

上記実体要件については、地震や津波のような自然災害は、通常、Force Majeure（不可抗力）該当事由として例示列挙されているであろうが、①原発問題に起因する退避や出荷制限、計画停電はどうか、②震災後の原料や燃料の供給不足はどうか、③これらをカバーするような明示の規定があるか、④明示の規定がなくても同等・類似の事由が列挙されているか、⑤当事者のコントロールを越える事由というキャッチオール規定でカバーされると解し得るか等を分析する必要がある。規定内容が曖昧で解釈が一義的になし得ない場合には、出来るだけ早い時期に、今般の震災に伴う各事由につき、公の情報や資料（政府発表や海外の報道等）をもって相手方に詳しく説明し、Force Majeure（不可抗力）に該当することを両当事者で確認することや、当該資料を後の紛争の際の証拠として整理しておく必要がある。

Ⅴ 相手方への通知義務—手続要件

上記手続要件については、速やかに、相手方に通知を行う必要がある。各準拠法上の解釈として、今般の震災が世界的なニュースであるにもかかわらず、契約又は法令の規定に従って通知をすることが、Force Majeure（不可抗力）の抗弁の要件である以上、その厳格な履行が求められる可能性がある。将来法的紛争が顕在化した際、当該通知がなされなかったという形式的理由のみをもってForce Majeure（不可抗力）の抗弁が認められなくなる可能性が存することに留意しなければならない。契約上30日以内等特定期間内に通知をすべき規定がある場合には、その期間内に何らかの通知を行う必要がある。また、合理的期間内、時機に合った期間内等の定めがある場合には、可及的速やかに通知を行い、それ以前に通知を行うことが不可能又は著しく困難であった事情を相手方に説明しその裏付けとなる資料を整理しておく必要がある。

契約如何によっては、不可抗力事由の発生に係る通知のみならず、当該事由の発生日、内容、原因、債務履行に及ぼす影響の範囲、予測される遅延期間等の情報の連絡も要求されている場合や、適宜アップデートされた情報を相手方に通知すべき義務を負っている場合もあるので、契約上の規定を精査し、当該規定に従った措置を適宜取っていく必要がある。

当該通知は、各契約上定められた通知方法（郵便、ファックス等の方法）及び宛先（通常「Notice」と題する条項に規定されている）に従って行う必要があるが、どうしても個別の契約に対処することが困難な場合には、自社のホームページへの掲載をもって当該通知の代替であると主張することも考えられるので、何らかの形で通知義務を履行し、追って正式な通知方法を取る等柔軟な対応が必要となり得る。

Ⅵ 立証責任

そして、Force Majeure（不可抗力）の立証責任は、特段の定めがない限り、債務者側にあるので、各要件の充足を立証するに足りる証拠を予め収集・整理しておくことが必須であるこ

とを忘れてはならない。

Ⅶ 不可抗力事由による影響を減殺すべき（損害拡大阻止）義務

また、Force Majeure（不可抗力）事由発生の際には、当事者に、当該事由の影響を減殺する（mitigate）（損害拡大を阻止する）ための措置を取るべき義務が存するものと考えられ、当該義務の履行が Force Majeure（不可抗力）の抗弁の要件とされる場合がある。当該義務の内容としてどのような措置を要するものと解されるかをまず検討し、その検討結果に基づき適切な措置を実施していくべきこととなる。その際、当該検討結果の合理性及び正当性を裏付ける客観的資料や、当該措置の実施を証し得る資料を整理しておくことに留意すべきである。

Ⅷ Force Majeure（不可抗力）に基づく契約の終了

加えて、契約如何によっては、Force Majeure

（不可抗力）事由により、債務の履行が不可能な期間が、一定期間に及んだ場合や、増加コストの負担に関する当事者間の協議が整わない場合をもって契約の解除事由としているものもある。当該規定の存在を前提に、供給業者・下請業者との間の継続的契約、及び顧客との間の継続的契約の調整を図る必要があることも念頭において、各関連契約を精査する必要がある。

Ⅸ 結語

以上、今般の震災の影響を受けた各企業が Force Majeure（不可抗力）の抗弁を維持するために、今、最低限取っておくべき措置について議論頂いたたき台として、取り急ぎ、検討させて頂いた。今後の復旧・復興に資すべく、より詳細に国際取引における Force Majeure（不可抗力）条項の取り扱いについて調査・分析していきたい。

IBL

IBL 緊急提言・不可抗力事由の検証を！

現実の過酷な異常事態に直面し、企業の経済活動の安心・安定・安全のためのリスク不安対策の一つとして、緊急に不可抗力事由に係る争点の明確化と既存の不可抗力条項の検証（裁判・仲裁・示談・クレーム処理の証拠資料に役立つ調査）を本欄をかりて国際的基準の合意に向け提唱したい。

まず身近な IBL の資料から始めるとして、本誌本号「オー！ミスイク」の続きではないが、早くから転ばぬ先の杖の予測と備え（Vol.30, No1（2002））の記事に続き、具体的にその実例「フォース・マジュールとハードシップ条項例」（IBL マテリアルズ Volume.29, No1（2003））を揚げてきた手前ミソで申し訳ないが、そのなかから取敢えず書式バトル（Vol.31, No.12）のためにも次のことを指摘しておきたい。

現下の国際条約・ルールの中なかで最も利用されている考え方の不可抗力事由（注）ほど、早くから全世界の銀行が無条件で採択・適用してきた信用状統一規則（UCP）が約10年間隔で改訂される毎に各国銀行が見事に歩調を合わせているルールとして他に例のないほど合意ができているものが

ないからである。

企業間の契約の交渉・締結の資料に使用する際に、UCP600（注）の起草・採択の時に想定されていなかった Tsunami Nuclear accident, Electric supply accident, Cyber, Biochemical, Anti government demonstration, Religion, 等々焦眉の出来事の基準（彼我の立場により変わる）が UCP のいう「銀行のコントロールの及ばないその他の原因」の中なかで十把一絡げに扱われてよいのかどうかをハッキリさせることが望ましい。

詳しくは別稿（専門家の意見・提言期待）に譲るとして、ここでは緊急提言だけをさせて頂いた。

（注）UCP600 Art.36

A bank assumes no liability or responsibility for the consequences arising out of the interruptions of its business by Act of God, riots, civil emmotional, insurrections, wars, act of terrorism, or any strikes or lockouts or any other causes beyond its control.

（小原三佑嘉）